

奈良県広域水道企業団告示第13号

奈良県広域水道企業団建設工事の入札及び契約に関する情報の公表に関する要綱を次のように定める。

令和7年4月1日

奈良県広域水道企業団企業長 山下 真

奈良県広域水道企業団建設工事の入札及び契約に関する情報の公表に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令(平成13年政令第34号。以下「施行令」という。)第5条第3項(第6条及び第7条第5項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による公共工事の入札及び契約に関する情報の公表について必要な事項を定めるものとする。

(公表の方法)

第2条 施行令第5条第3項の公表は、契約に関する事務を担当する所属において閲覧に供し、又はインターネットを利用する方法により行うものとする。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。